

穴水町農業用機械導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 農業用機械導入により、農作業の効率化と省力化を図り、営農体制の構築と農地の継続的な維持管理並びに担い手不足による耕作農地の遊休地化を防止することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する農業者、2人以上の農業者で構成する農業団体又は法人（以下「農業団体等」という。）であって、販売目的に農業生産活動を行う者、かつ町税及びその他納付金を滞納していない者で次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 水田を営む農業者又は農業団体等は、事業申請年度の作付面積が30a以上であって、事業申請前年度の作付面積から翌年度までに作付面積を10a以上拡大すること。

(細目書における作付面積で確認する)

(2) 畑を営む農業者又は農業団体等は、事業申請前年度の年間販売額が500千円以上であって、事業申請前年度の作付面積から翌年度までに作付面積を10a以上拡大すること。

(3) 拡大する農地は、穴水町農業委員会が確認した農地又は、細目書により耕作継承農地であることが確認できる農地であって、事業申請年度から3年間作付けすること。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県の補助金の交付を受けた農地は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助対象は、次に掲げる農業経営に必要な農業用機械に係る購入経費とする。

(1) トラクター

(2) 乗用型田植機

(3) コンバイン

(4) スピードスプレアー

(5) 農薬散布用ドローン

(6) その他（農業用に販売されている機械等）

(7) 町長が特に必要と認めた農業用機械

2 補助の対象となる経費は、消費税及び地方消費税等相当額を除いた農業用機械購入費とする。

(補助金の額等)

第4条 事業費は、1機械あたり500千円以上の前条に掲げる機械を購入する費用とする。ただし、補助金額は事業費の3分の1以内とし、限度額を1,000千円とする。

2 補助対象者が、認定農業者若しくは新規就農者がその者又は農業団体等の構成員であるときは、限度額を1,500千円とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、穴水町農業用機械導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けた後、当該実績報告書等の書類の審査及び検査等により、適切と認めたときは、額の確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。但し、申請者が死亡又は不慮の事故等により、営農の継続が困難と町長が認めるときは、この限りではない。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業完了後3年以内に営農を中止又は町外に転出したとき。

(事業実施期間)

第11条 本事業の実施期間は令和9年度までの3ヵ年とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則 (平成31年穴水町告示第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間において、一月の売上げが前年同月と比較して2分の1以上減少した補助対象者に対しては、第4条中「4分の1以内」を「4分の3以内」と読み替えるものとする。

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

穴水町長様

(申請者)
住所
氏名及び代表者名
連絡先

穴水町農業用機械導入支援事業補助金交付申請書

年度において、穴水町農業用機械導入支援事業を実施したいので、下記金額を交付されたく同補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。なお、事業計画書のとおり交付要件である作付面積を拡大することを確約します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画（認定農業者または新規就農者である <はい・いいえ>）

（単位：円）

機械の名称	規格	数量	事業費	負担区分		
				町補助金	自己資金	借入金
合計						

3 添付書類

【共通】

- ・事業計画書（別紙1）
- ・仕様明細を記した見積書の写し（カタログの写し）
- ・町税納税証明書または下記税務調査欄に同意のうえ記入・押印

【共同利用】

- ・規約（会則）
- ・農家グループ構成員名簿及び事業実施同意書（別紙2）

※町税納付状況等確同意書

私は、穴水町農業用機械導入支援事業補助金の交付に係る審査のため、町担当者が私の町税納付状況を税務担当部署へ照会することに対し同意します。

氏名（自署） _____

事業計画書

1 営農種別 水田農業 ・ 畑作農業

2 経営規模

項目	前年度 (A)	申請年度 (B)	翌年度(予定) (C)	拡大面積 (B又はC-A)
耕作面積【水田】	m ²	m ²	m ²	m ²
耕作面積【畑地】	m ²	m ²	m ²	m ²
年間販売額【畑地】	円			

- ※1 水田を営む農業者は、耕作面積の拡大が分かる細目書の写しを添付。
- ※2 畑を営む農業者は、耕作面積が分かる資料及び申請年度前年の確定申告書の写しを添付。
- ※3 翌年度に面積を拡大する場合は、拡大予定の農地が分かる位置図を添付。

3 拡大予定農地

大字	字	地番	面積	備考 (名義人)
			m ²	

合計面積 m²

様式第1号関係（別紙2）

農業団体又は農業生産法人構成員名簿及び事業実施同意書

団体名

構成員（以下のとおり）

№	役職名	氏名	住所	耕作面積	同意書	
					自署	押印
1				a		
2				a		
3				a		
4				a		
5				a		
6				a		
7				a		
8				a		
9				a		
10				a		

※構成員のうち、認定農業または新規就農者がいる場合は、№に○印をして下さい。

第 年 月 日

様

穴 水 町 長

穴水町農業用機械導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、穴水町農業用機械導入支援事業補助金については、同補助金交付要綱第6条の規定により審査したところ、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業内容 当該補助金交付申請書記載のとおり
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業完了後速やかに事業完了実績報告書にその補助事業に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。
 - (2) 補助事業に係る領収書等の事実を証明する一切の書類及び帳簿等は、随時提出できるよう整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間保存しなければならない。
 - (3) 補助事業者は、穴水町補助金交付規則及び穴水町農業用機械導入支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (4) 事業終了後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに町長に報告するものとし、町長に返還命令を受けて返還しなければならない。

年 月 日

穴水町長様

(申請者)
住 所
氏名及び代表者名
連絡先

穴水町農業用機械導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、 発第 号により補助金交付決定のあった穴水町農業用機械導入支援事業が完了したので、同補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 穴水町農業用機械導入支援事業
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
精算額 精算額 金 円
(交付決定額 金 円)
- 3 補助事業実施期間 着手（契約） 年 月 日
完了（納品） 年 月 日
- 4 事業の内容

(単位：円)

機械の名称	規格	数量	事業費	負担区分		
				町補助金	自己資金	借入金
合 計						

- 5 添付書類
 - ・契約書（注文書）の写し
 - ・請求書の写しまたは、領収書の写し
 - ・完了を証する写真（購入機械）
 - ・その他町長が必要と認める書類

第 年 月 日

様

穴 水 町 長

穴水町農業用機械導入支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった穴水町農業用機械導入支援事業については、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額の確定額 金 円

年 月 日

穴 水 町 長 様

住 所
氏 名

穴水町農業用機械導入支援事業補助金請求書

年 月 日付け、 発第 号により補助金の額の確定通知のあった穴水町農業用機械導入支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう同補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

請 求 額 円

振 込 先

金融機関名		口座種別	普通・当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

年 月 日

穴 水 町 長 様

(申請者)
住 所
氏名及び代表者名
連絡先

穴水町農業用機械導入支援事業消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け、 発第 号により補助金額の確定があった穴水町農業用機械導入支援事業について、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------|---------------------------|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 4 添付書類 | 消費税仕入控除税額等の根拠資料その他参考となる資料 | |